解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十五日開催の臨時総会の決議並びに京都府教育委員会の許可により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十二日

京都市中京区河原町三条上る下丸屋町四〇七番地の二　社団法人京都音楽文化協会

代表清算人　小林　哲夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十二日

兵庫県明石市相生町二丁目二番一七号　特定非営利活動法人アジアパシフィック交流協会

清算人　弓山　洋一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十二日

奈良県生駒市小明町四三七番地二九　特定非営利活動法人きゃんす家

代表清算人　井立　廣美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十二日

奈良市登大路町四八番地　財団法人興福会

代表清算人　髙野　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区青葉町一三丁目六五六番地六〇二、最後の住所札幌市厚別区青葉町一三丁目一二番二号

被相続人　亡　安部　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

事務所　札幌市中央区大通西一二丁目四番地中田ビル３Ｆ

相続財産管理人　廣瀬　充弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区藤野一条九丁目五番、最後の住所札幌市中央区南六条西一一丁目一二八五番地一六サンティパープ八〇二号

被相続人　亡　山中　直恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

札幌市中央区南四条西一一丁目サニー南四条ビル二階新川法律事務所

相続財産管理人弁護士　新川　生馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡九十九里町不動堂八二五番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山崎　仁平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号　福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　清亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市高根台二丁目二番、最後の住所千葉市美浜区磯辺六丁目六番一棟二〇一号

被相続人　亡　坂本　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル八階　真田綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴見　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市船形一一三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　紀之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五階コンパサーレ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区成城五丁目五番、最後の住所川崎市麻生区片平一四三〇番地金井原苑

被相続人　亡　石井　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

川崎市川崎区宮前町八番一五号　パールビルディング五〇一　中野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井　裕香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃市片知一一一五番地二、最後の住所岐阜県美濃市片知九一四番地

被相続人　亡　武井　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

事務所岐阜県岐阜市川端町一三―一イースト　アサノ四階　畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　畑　良平

第82期決算公告　平成23年３月26日

秋田市土崎港西二丁目５番９号

秋田海陸運送株式会社

代表取締役社長　西宮　公平

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,541,797
	固定資産	4,856,870
	合計	6,398,667
負純資産債及の部び	流動負債	2,160,176
	固定負債	3,623,885
	株主資本	614,606
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,170
	資本準備金	2,170
	利益剰余金	512,436
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	487,436
	（うち当期純利益）	(74,114)
	合計	6,398,667

第５期決算公告

平成23年４月12日

大阪市中央区北浜三丁目５番19号淀屋橋ホワイトビル308号

株式会社フォグロス・パートナーズ内

一般社団法人

近江アセットホールディングス

代表理事　岡下　松生

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	521
	固定資産	3,000
	合計	3,521
負純資産債及の部び	流動負債	70
	基金	8,500
	利益剰余金	△ 5,048
	その他利益剰余金	△ 5,048
	（うち当期純損失）	(1,063)
	合計	3,521

第４期決算公告

平成23年３月25日

東京都品川区西五反田二丁目２番10号

株式会社decencia

代表取締役　小林　琢磨

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	166,912
	固定資産	12,419
	合計	179,331
負純資産債及の部び	流動負債	28,053
	固定負債	720,000
	株主資本	△568,721
	資本金	150,000
	利益剰余金	△718,721
	（その他利益剰余金）	(△718,721)
	（うち当期純損失）	(215,503)
	合計	179,331